

令和2年（ワ）第24587号 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件

原告 伊藤時男

被告 国

求釈明書

令和3年4月27日

東京地方裁判所民事第12部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 長谷川 敬 祐

同弁護士 佐藤 暁 子

同弁護士 小島 啓

同弁護士 採澤 友 香

同弁護士 姜 文 江

被告は、令和3年4月12日付け準備書面（1）において、
「医療保護入院は精神保健指定医による診察による判定のみが要件とされているとする
点は否認する。

医療保護入院は、指定医による診察のほか、家族等のうちいずれかの者の同意が必要で
ある」（5頁）

と述べ、あたかも「精神保健指定医による診察による判定」と「家族等のうちいずれかの

者の同意」のみが要件であるかのように記載しているが、他方で、

「なお、医療保護入院の前記要件については、・・・要件が明確化された」（19頁）

とも述べ、前記二つの要件の他にも要件があり、また、法改正によって要件が変化したかのようにも記載されている。

このように、被告の準備書面（1）では、精神衛生法の同意入院、精神保健法の医療保護入院、精神保健福祉法の医療保護入院（以下、本書面では総称して単に「医療保護入院」と称する）の入院あるいは退院に係る規定の一般を主張するが、その法的性質や要件に関する国の認識については判然としない。原告が医療保護入院の違憲性を論じるにあたり、医療保護入院の法的性質や要件について被告である国の認識が明らかとならなければ、今後の議論が噛み合わないため、以下のとおり、釈明を求める。原告の準備書面の準備の都合上、4週間以内に回答されたい。

- （1）医療保護入院制度の法的性質は、私法上の私人間の契約か、病院の管理者（かつては「精神病院の長」。）が行政処分のような公法上の権限を代理して行なっているものなのか、それ以外のものか。それ以外の場合には、具体的にどのような法的性質であると考えているのか。
- （2）上記（1）が私人間の契約であるとする場合、強制入院の権限者は誰か。病院の管理者か、入院契約の申込者ないし同意者か、その両者か。
- （3）上記（1）が私人間の契約であるとする場合、精神保健福祉法33条の規定は、契約の成立要件と考えるのか、契約の成立要件は意思の合致に過ぎず、精神保健福祉法33条の要件は、身体の自由の制約（監禁）に対する民法ないしは刑法上の違法性阻却事由と考えるのか。
- （4）上記（1）が公法上の権限であるとする場合、行政処分性は認められるのか。また、公法上の権限の最終的な責任帰属主体は、国ないしは地方自治体か、病院の管理者か。
- （5）上記（1）の回答がいずれかにかかわらず、「保護義務者」ないしは「保護者」（現行法上は「家族等のうちいずれかの者」）の「同意」は、入院成立時の（一時的な）要件であるか、入院継続の要件であるか、それ以外の法的性質を有するものか。それ以

外の場合には、具体的にはどのような性質のものであると考えるのか。

(6) 上記の法的性質は、精神衛生法、精神保健法、精神保健福祉法等の改正によっても変わらないものであるか。法改正により変わった場合は、どのように変わったのか。

以上